

8. 統轄および管理運営

領域 8 統轄および管理運営

8.1 統轄

基本的水準:

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていなければならない。(B 8.1.1)

質的向上のための水準:

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者 (Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者 (Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

注 釈:

- [統轄]とは、医学部を統治する活動および組織を意味する。統轄には、主に方針決定、全般的な組織や教育プログラムの方針（ポリシー）を確立する過程、およびその方針を実行・管理することが含まれる。組織と教育プログラムの方針（ポリシー）には通常、医学部の使命、カリキュラム、入学者選抜方針、教員の募集および選抜方針、実践されている医療や保健医療機関との交流や連携も含まれる。たとえば、医学部が大学の一部である場合、または大学と連携している場合、統轄組織における[大学内での位置づけ]が明確に規定されている。
- カリキュラム委員会を含む[委員会組織]はその責任範囲を明確にする。(B 2.7.1 参照)。
- [主な教育の関係者]は 1.4 注釈参照
- [その他の教育の関係者]は 1.4 注釈参照
- [透明性]の確保は、公報、web 情報、議事録の開示などで行う。

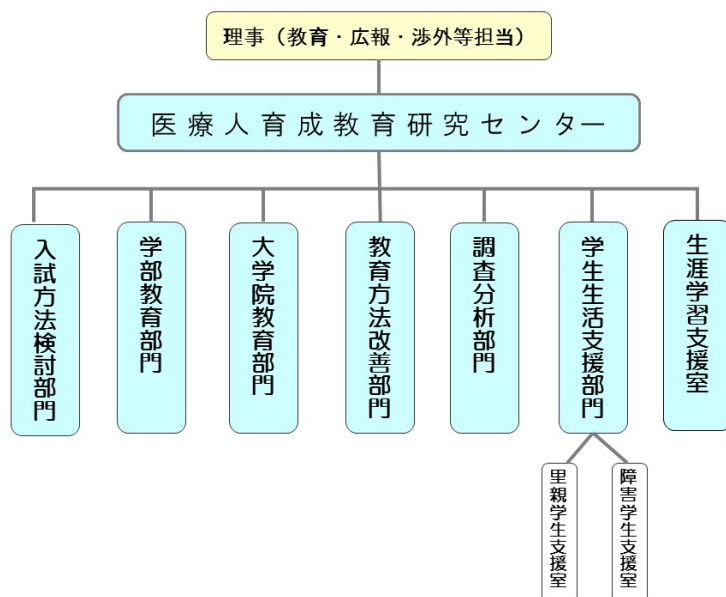
B 8.1.1 その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていなければならない。

A. 基本的水準に関する情報

- 本学は医学部のみの単科大学であるため、大学の意思決定が、直接医学部の意思決定であることがほとんどであり、それゆえ大学の意思決定と医学部の意思決定に乖離や齟齬が生じないことが最大の特徴である【資料15】。

- ・学長と理事で構成される役員会【規程3】が、次の事項に関する決定に際して審議することと定められている。
 - ①中期目標、中期計画、年度計画及び長期計画に関する事項
 - ②法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
 - ③予算の作成および執行並びに決算に関する事項
 - ④学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - ⑤コンプライアンス体制の推進に関する事項等
- ・理事は4名おり、各業務（教育・広報・渉外等担当、医療等担当、研究・企画・評価等担当、総務・財務・施設等担当）を掌理している。理事4名のうち3名が副学長を兼務している。
- ・学長補佐は6名おり、特定領域（教育改革、研究推進、男女共同参画、国際関係、情報・IR、臨床研究）について学長を補佐している。
- ・教育研究評議会【規程4】と経営協議会【規程5】が置かれ、学長が主宰する。前者は教育・研究に関する重要事項（中期目標・中期計画・年度計画に関する事項のうち経営以外の部分、規則の制定・改廃、教員人事、教育課程の編成、学生指導その他の援助に関する方針、学生の入学・卒業・学位授与方針、教育および研究の状況についての自己点検評価）、後者は経営に関する重要事項（中期計画・年度計画のうち経営部分、会計規程、報酬や退職手当の支給基準、予算作成・執行・決算・運営状況に関する自己点検評価）を審議する。
- ・学校教育法において、“学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する。”となっており、教育研究評議会と経営協議会の審議結果をもとに、学長が公務に関する最終的な判断を行う権限を有している。
- ・本学は、学則【規程1】、管理運営組織規程【規程2】等に、構造、機能が規定されている。学則に基づき教授会規程【規程9】が制定されており、教授会は、学長が掲げる教育研究に関する事項等について決定を行うにあたり意見を述べる。教授会の意見表出の場としては、教育研究評議会の構成員に医学科長および看護学科長が含まれており、教育研究評議会の場で表出することができる。ただし、教授会は学長に対して意見を述べることができるが、最終判断は学長が下すという関係になっている。
- ・医学教育に関しては、医療人育成教育研究センター【規程12】が設置されており、入試方法検討部門、学部教育部門、大学院教育部門、教育方法改善部門、調査分析部門、学生生活支援部門（障害学生支援室、里親学生支援室）、生涯学習支援室を置き、教育に関する業務を分担して行っている【図1】。

図1 医療人育成教育研究センター

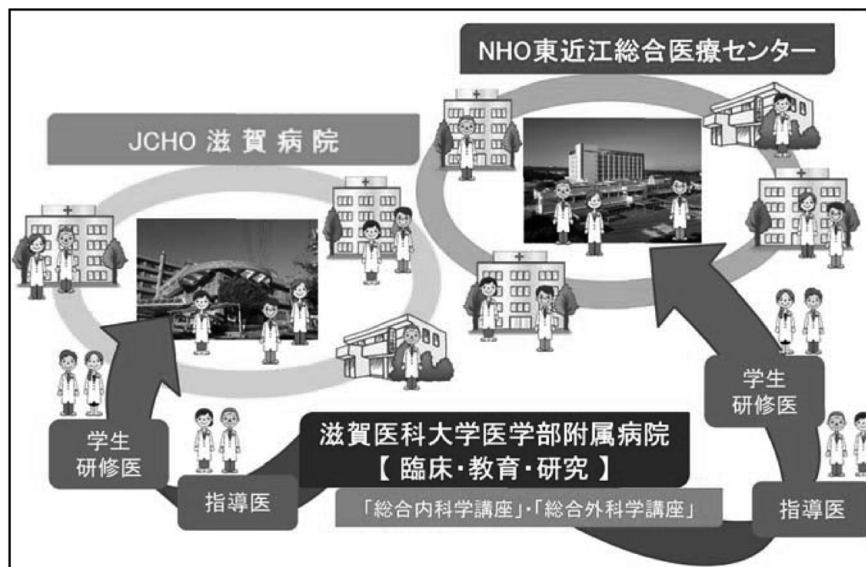


各部門では次のとおり審議を行っている。

- ①入試方法検討部門：学部学生の入学者選抜方法に関する事項【規程13】
 - ②学部教育部門：学部学生の教育支援（教育課程の策定・改廃、授業計画の編成等）に関する事項【規程14】
 - ③大学院教育部門：大学院学生の教育支援（専攻の設置・改廃、教育課程の編成等）に関する事項【規程17】
 - ④教育方法改善部門：教育方法・授業内容の改善（授業評価、教員の資質向上等）に関する事項【規程18】
 - ⑤調査分析部門：学生の実態調査・分析（追跡調査、学生の意識調査）に関する事項【規程19】
 - ⑥学生生活支援部門：学生生活支援（学生指導、学生の課外活動等）に関する事項【規程20】
 - ⑦生涯学習支援室：公開講座等の計画・実施等に関する事項【規程23】
 - ⑧障害学生支援室：障害学生の就学支援等に関する事項【規程22】
 - ⑨里親学生支援室：里親、プチ里親募集に関する事項【規程21】
- ・医学教育の評価は教学活動評価委員会で行い、その内容を副学長から各担当部署にフィードバックすることで改善改革を行う。
 - ・本学は単科の医科大学であるため、附属病院も大学が統括している。病院長は理事兼副学長という位置付けで、学長のもとで病院の統括責任を負っている。病院の開設者は国立大学法人滋賀医科大学であり、その代表者が学長である。
 - ・病院の諸問題については、医学部附属病院管理運営会議で協議し、その結果を役員会に報告して情報の共有と連携を図っている。
 - ・医学部附属病院管理運営会議は、病院長、副病院長、病院長補佐、診療科長（若干名）および看護部長で構成され、病院の将来計画、診療体制のあり方、病院の経営方針等の重要事項を審議している。

- ・病院運営を支援する事務的な組織は、病院管理課、病院管理課経営企画室、医療サービス課の2課1室である。
- ・本学から教員を派遣して臨床実習を行っている地域医療教育研究拠点の活動拠点が2か所あり、それらは、NHO東近江総合医療センターとJCHO滋賀病院である【図2】。

図2 地域医療教育研究拠点



B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- ・医学部を統括する、すなわち、統括する組織と機能は、大学内での位置づけを含め規定され、適切に運用されている。

C. 現状への対応

- ・大学をとりまく状況の変化やニーズに対応するため、あるいは関連する法改正に対応し、適切に組織や運営の見直しを行い、適宜組織規程等の改正を行っている。

D. 改善に向けた計画

- ・必要に応じて各種の規則に規定されている組織の改編や運営方法の見直しを適切に行うために、各種委員会の業務内容を明確化し、教養、基礎医学、社会医学、臨床医学の教育についてさらなる連携や協力体制構築を検討する。

関連資料

- 資料15 滋賀医科大学組織図
- 規程1 滋賀医科大学学則
- 規程2 滋賀医科大学管理運営組織規程
- 規程3 滋賀医科大学役員会規程
- 規程9 滋賀医科大学医学科教授会規程
- 規程5 滋賀医科大学経営協議会規程
- 規程4 滋賀医科大学教育研究評議会規程
- 規程12 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター規程

- 規程13 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター入試方法検討部門会議内規
- 規程14 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター学部教育部門会議内規
- 規程17 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター大学院教育部門会議内規
- 規程18 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター教育方法改善部門会議内規
- 規程19 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター調査分析部門会議内規
- 規程20 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター学生生活支援部門会議内規
- 規程23 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター生涯学習支援室会議内規
- 規程22 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター障害学生支援室会議内規
- 規程21 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター里親学生支援室会議内規

統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。

Q 8.1.1 主な教育の関係者

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・関連委員会として、人事関係に関しては人事制度委員会、教育関係および入試関係については医療人育成教育研究センターの各部門会議、予算関係では財務委員会【規程11】が設置されている。
- ・教員の意見を広く反映させるため、専任の教授により構成される教授会の他、特に教育に関係する各種委員会の構成員においては、中堅や若手の教員も参画できる体制としている。
- ・本学の使命である教育理念と教育目標は、教育担当副学長を長とする医療人育成教育研究センターが中心となって作成し、教育研究評議会の議を経て役員会で決定している。
- ・アウトカムは学部教育部門会議内に設置された医学科カリキュラム改革WG【規程15】が作成した。医学科カリキュラム改革WGの責任者は日本医学教育学会に所属しており、構成員も数名医学教育学会に所属している。よって、日本医学教育学会大会や日本医学教育学会が主催するワークショップ等において、学修成果に関する内容を広く聴取し、得られた知識は本学のアウトカムの策定に反映されている。
- ・アウトカムの内容は、教授会および学長、4名の理事全員（うち3名は副学長を兼任し、うち1名は教育担当）、附属図書館長、医学科長および看護学科長、教員5名の13名で組織する教育研究評議会で審議されており、学内の教育関係者代表の意見が取り入れられている。
- ・入試方法検討部門は、学部学生の入学者選抜方法について審議する部門であり、基礎学・基礎医学・社会医学・臨床医学の教授または准教授および入試室長が構成員となっている。
- ・学生支援に関しては、学生生活支援部門会議を設置しており、学生支援に関する教員の意見が反映されている。
- ・FDは、年間8回開催することを第3期中期計画に掲げており、医療人育成教育研究センターの各部門（室）が企画運営している【資料57】。新任教員対象のFD研修会、教育方法改善に関するFD研修会、大学院教育に関するFD研修会、学生支援に関するFD研修会などを実施している。

- ・ 学生教育に関しては、教育課程の策定および改廃、授業計画の編成および実施等は、学部教育部門において審議される。
- ・ 医学科カリキュラムに関し専門的に検討する組織として、学部教育部門のもとに医学科カリキュラム改革WGを置き、学部教育部門員とは別の教授および准教授で検討を行っている。
- ・ 医学科カリキュラム改革WGの学生委員に学生団体の代表者を充てることを要項に定めている。
- ・ 教学活動評価委員会には、基礎学・基礎医学・社会医学・臨床医学の教員および学生代表が委員として参画しており、幅広い意見が集約されている。
- ・ 平成27年度以降行っているカリキュラム改革の検討には学生も参加しており、カリキュラムに対する意見や希望等が広く意見聴取されている。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・ 教育および学生に関することは、医療人育成教育研究センターの各部門（室）で審議されており、適宜、教授会および教育研究評議会に報告または附議されることから、幅広く教職員の意見が反映される体制となっている。
- ・ これらの委員会は、規定に基づいて設置されている。

C. 現状への対応

- ・ 委員会委員を務めている教員の中には、多くの委員会委員を担っている教員や長期間にわたって委員を務めている教員がいるので、更新の時期に、順次、メンバーを交代させ委員会の若返り等を図るようにしている。
- ・ 医学科カリキュラム改革WGおよび教学活動評価委員会の学生委員について、選抜方法および人数について規程を整備する。

D. 改善に向けた計画

- ・ 委員会委員への就任をインセンティブとして反映する仕組みを役員会で検討する。

関連資料

資料 57 平成 27・28 年度 FD 研修会実績

規程 11 滋賀医科大学財務委員会規程

規程 15 滋賀医科大学医療人育成教育研究センター学部教育部門医学科カリキュラム改革ワーキング要項

統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。

Q 8.1.2 その他の教育の関係者

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・本学の運営・経営・教育等に関しては、経営協議会や学外有識者会議の委員として学外者を委嘱しており、意見や要望、指摘等を聴取し、それらの意見を反映した改善を行っている。
- ・本学の教育理念と教育目標は、教育担当副学長を長とする医療人育成教育研究センターが中心となり作成している。また、目標とするアウトカムは、学部教育部門会議内の医学科カリキュラム改革WGによって策定された。
- ・医学科カリキュラム改革WGの責任者は日本医学教育学会に所属しており、構成員も数名医学教育学会に所属している。よって、日本医学教育学会大会や日本医学教育学会が主催するワークショップ等において、アウトカムに関する内容を広く聴取し、得られた知識は本学のアウトカムに反映されている。
- ・アウトカムの内容は、学長、4名の理事全員（うち3名は副学長を兼任し、うち1名は教育担当）、附属図書館長、医学科長および看護学科長、教員5名の13名で組織する教育研究評議会、各教授会に、上程または報告され審議されているため、学内の教育関係者の意見は広く取り入れられている。
- ・経営協議会の学外委員は15名中8名、学外有識者会議の委員は10名であり、それぞれで経営および大学運営全般についていただいた意見を大学の運営に反映している。
- ・毎年6月に関連病院長会議を開催し、県内外の関連病院の責任者や臨床実習の指導者等に出席いただき、本学の教育や医療に関するテーマに基づき、意見交換を行っている。
- ・学生の学外実習の指導医からは、学生に対する評価とともに、プログラムに対する意見や課題を聴取しており、担当教員が確認を行い、次年度の実施に反映している。
- ・行政関係者とは、医学科地域枠の選抜等に関し意見交換を行い、学生支援に反映している。また、地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増員については、滋賀県の意向を十分に踏まえたものとなるよう、担当者間の連絡を密にし協議しながら対応している。
- ・臨床実習については、臨床実習カリキュラムの冊子を作成し、臨床実習の概要や留意点、附属病院の各科実習要綱等を記載している【冊子G】。滋賀医科大学学外臨床実習要綱も記載されている【冊子G P150】。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・教育に関わる関係者との間で、適宜意見交換やアンケートによる意見聴取を行っており、その結果を医学教育に反映している。
- ・医療機関や本学に関わる方々からの意見聴取は実施できているが、一般市民等社会からの要望や意見は聴取できていない。

C. 現状への対応

- ・経営協議会委員の意見や学外有識者会議の議事録をホームページに公表しており、教職員はいつでも閲覧できる状況にしている。

D. 改善に向けた計画

- ・教育に関わる関係者からの意見を、体系的に反映させる方策を検討する。
- ・広く一般市民等からの意見を聴取する方法とその反映方法について検討する。例えば、クリニカルクラークシップWGに外部委員が参画することを検討する。

関連資料

冊子G 臨床実習カリキュラム医学科 第39期生

Q 8.1.3 統括業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・統括業務に関する委員会等の議事録は、学内ホームページで公開し、学内構成員が閲覧できる状況になっている。

http://isis.shiga-med.ac.jp/wp/hqkouhou/management/iinkai_index/iinkai_daigaku

(学内のみ)

- ・一部学外ホームページにも掲載している。

<https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure>

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・各種の規約に基づき統括業務が遂行されており、決定された事項については透明性確保のため、学内外のホームページに掲載し公表されている。
- ・統括業務に関する委員会等の議事録の公開は、それぞれ担当部署が行うこととなっており、全学的なルールは定めていない。

C. 現状への対応

- ・各種の規約に基づいて統括業務を行う。
- ・統括業務に関する議事録の公開に関する包括的な規則を検討する。

D. 改善に向けた計画

- ・各部署における情報公開・情報共有に関する認識を高め、透明性を確保する。
- ・統括業務に関する議事録の公開について、全学的な規則の整備を進める。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準:

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

質的向上のための水準:

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

注 釈:

- [教学のリーダーシップ]とは、教育、研究、臨床における教学の事項の決定に責任を担う役職を指し、学長、学部長、学部長代理、副学部長、講座の主宰者、コース責任者、機構および研究センターの責任者のほか、常置委員会の委員長（例：学生の選抜、カリキュラム立案、学生のカウンセリング）などが含まれる。

B 8.2.1 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。

A. 基本的水準に関する情報

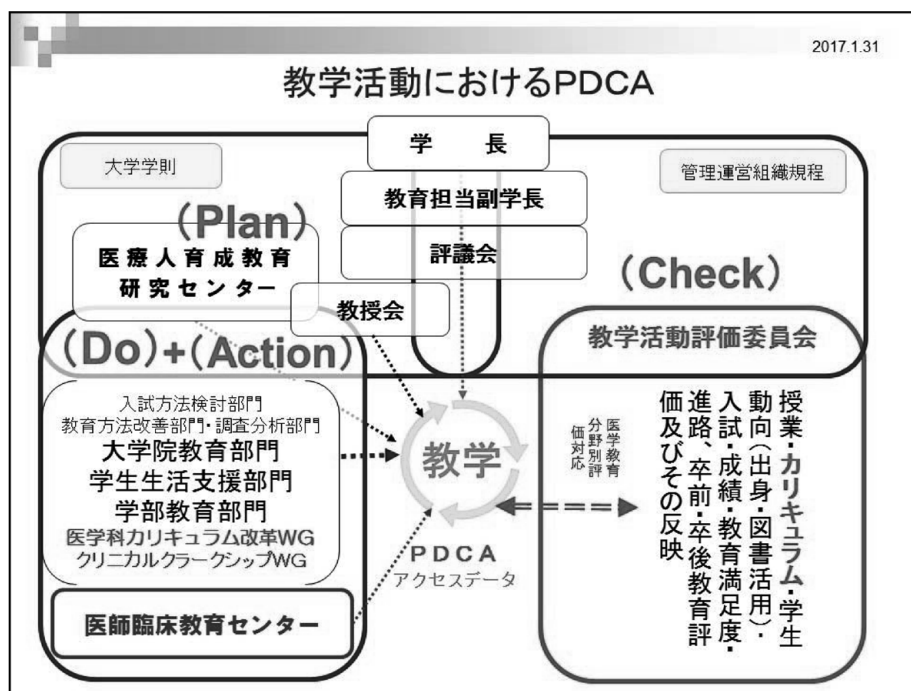
- 本学の運営においては、ガバナンス改革によって学長のリーダーシップが強化されている。教学に関しては、教授会の議を経て学長が教育課程を編成すると明記されている。
- 教学に関する事項である入学、進級、課程の修了、卒業、学位授与および学生に対する懲戒等については、教授会で審議し、学長に意見を述べることができると規定しており、学長が決定することとなっている。
- 教授会は、上述した事項のほか、学長の求めに応じて教育研究に関して審議し、学長の求めに応じて意見を述べるできると規定している。
- 教育、学生・留学生、入試、図書館、国際交流会館、情報セキュリティ等、特命事項として教育改革、入試改革、高大連携など、教育に関連する本学の任務は教育担当副学長に集約され、同人が責任者となっている。
- 教学については、教育課程、単位計算方法、卒業要件単位、授業の方法、履修方法、および成績評価が学則に規定されている。学部教育部門がこれを審議し、部門会議での決定事項は、教授会で審議のうえ、学長が最終決定をする。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- 本学の教学については、学則に規定されている。

- ・医学教育プログラムは、学長および教育担当副学長、教育研究評議会の統括のもと、医療人育成教育研究センターが中心となって企画・実行され、その活動は教学活動評価委員会で評価されるシステムである【図3】。
- ・医学教育における教学のリーダーシップの責務は、教育担当副学長を経て、全て学長に集約されるシステムであり、明確に規定されている。

図3 教学活動におけるPDCA



C. 現状への対応

- ・平成28年度に発足した教学活動評価委員会では、さまざまな課題を検討し、今後実績を蓄積していく。また、学長のリーダーシップのもと、学部教育部門会議において、医学教育プログラムのさらなる充実を推進するための議論を行う。

D. 改善に向けた計画

- ・継続して、教学活動評価委員会からのフィードバックを受け、その評価に基づいて、学部教育部門会議が医学教育プログラムの充実を進めるための方策を検討する。

Q 8.2.1 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・本学では、教学の最終責任者である学長の選考について、学長選考規程に規定している【規程39】。本学が求める学長像、ならびに学長選考に関する手続・方法などの必要事項を定め、学長候補者を選考する。

- ・本学の使命と教育成果に関する、学長の教学におけるリーダーシップは、学長選考会議で評価されている。
- ・学長が業務の遂行に堪えないと認められるとき、職務上の義務違反があるとき、職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合には、学長選考会議が学長の解任審査を行い、前述のいずれかに該当すると認めた場合は、文部科学大臣に学長の解任をその理由を付して申し出ることができる。
- ・教育担当副学長や学科長の教学におけるリーダーシップは、学長が評価している。
- ・講座の運営や教育に関する委員会等の責任者については、自己評価や担当理事による評価を行っている。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・学長の教学におけるリーダーシップは、学長選考会議で評価を受けて、十分達成されている。
- ・その他の教育関係者に対する評価も、学長や理事が中心となり行われている。

C. 現状への対応

- ・教学における学長のリーダーシップの責務に関する評価を実施している。
- ・学長・理事が中心となり、本学の教育における主たる責任者のリーダーシップを評価している。

D. 改善に向けた計画

- ・継続して、学長や本学の教育における主たる責任者の教学におけるリーダーシップに関する評価を定期的実施する。

関連資料

規程 39 滋賀医科大学学長選考規程

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準:

医学部は、

- ・カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- ・カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

質的向上のための水準:

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

注 釈:

- [教育予算]はそれぞれの機関と国の予算の執行に依存し、医学部での透明性のある予算計画にも関連する。

日本版注釈:[教育資源]には、予算や設備だけでなく、人的資源も含む。

- [資源配分]は組織の自律性を前提とする(1.2注釈参照)。
- [教育予算と資源配分]は学生と学生組織への支援をも含む(B 4.3.3および4.4の注釈参照)。

B 8.3.1 カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。

A. 基本的水準に関する情報

- 教育に関連する予算は、経営協議会および役員会の審議を経て、各講座等に配分する。
- 財務委員会は次の事項を審議する。
 - ① 予算配分に関する事項
 - ② 予算の執行に関する事項
 - ③ 資金運用に関する事項
 - ④ その他財務に関する事項
- 当初予算は、講座現員数、教育経費、研究経費等を考慮した基準に基づき配分する。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- 教育に関連する予算は、関連規則と学内の審議結果に則って公平・公正に配分されている。

C. 現状への対応

- 教育に関連する予算について毎年度見直しを行い適正配分に努めるとともに、年度予算の中に教育関連予算を確保する。

D. 改善に向けた計画

- 教育に関連する予算については、情勢の変化に応じて配分方針の見直しを行い、適正配分に努める。

B 8.3.2 カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。

A. 基本的水準に関する情報

- ・教員配置に関しては、教育遂行上のニーズの変化に応じて講座の改廃や配当定員の見直しを含めた戦略的な教員配置を行う。
- ・教員の採用に際しては、役員会で教育上のニーズなどを考慮して必要な教員の専門分野や職位について審議し、その後、教授会に設けた教員選考委員会が公募・選考を行い、教育研究評議会の議を経て学長が教員の採用を決定する。
- ・講座の統廃合や組織再編による教育資源管理は、教育研究上のニーズ等について教授会での議論を経て、役員会および教育研究評議会で審議のうえ学長が決定する。
- ・内科学講座（神経内科）の開設など、教育のために必要な改組を行っている。
- ・教育資源に関する事務は、事務部が中心となって、総務、学務、経理、調達、研究推進、経営などの管理的業務を行っている【資料 17】。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- ・カリキュラムを実施し履行するために必要な資源の配分については、基本方針と大枠が役員会において決定されるが、具体的な資源配分については関係する規則および委員会における審議に従って公正に行われている。
- ・カリキュラムの改訂に伴って必要となる資源とその配分は、教授会などで議論され、教育研究評議会、役員会で決定している。
- ・電子ジャーナルなどの資料は主に附属図書館経費で賄われている。地域での実習およびクリニカルクラークシップ実習、シミュレーター実習などのランニングコストは、必要に応じて役員会で検討され、教育担当副学長の副学長裁量経費などで賄っている。

C. 現状への対応

- ・教育資源のための予算確保、適正配分に努めている。
- ・地域での実習および臨床実習の充実、シミュレーター実習充実のための保守管理経費等、アウトカム基盤型カリキュラムの学年進行に伴って、教育経費の拡充が必要となるため、新たな予算枠の設定を検討している。

D. 改善に向けた計画

- ・実習のランニングコストについて、会計課と医療人育成教育研究センターで試算し、予算化を検討する。
- ・年度ごとの視点のみならず中長期的に教育に関する予算を立案し、計画的効率的な運営に努める。

関連資料

資料 17 事務組織図

Q 8.3.1 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・教員の報酬は、基本的な給与と、機動的に運用される報酬がある。職位ならびに経験年数等でほぼ自動的に決定される給与のほか、特に優れた成果を挙げた者については、所属長の推薦を受けて役員会が教育・研究に関して決定し、報酬（昇給や勤勉手当等）に反映される【**規程 37**】。
- ・教育資源の再配分（講座の新設や統廃合などの現在の組織図の改変を伴う再編）は、教育研究評議会および役員会で審議のうえ役員会が決定する。
- ・優れた教員の確保や教育・研究業績の向上、充実を目指して、平成 27 年 3 月より年俸制を適用している（希望者にのみ適用）【**資料 142**】。
- ・学外実習施設に、臨床教授やクリニカル・インストラクター、地域医療教育研究拠点の活動拠点に特任教員、客員教員を配置している。
- ・「臨床実習」の充実のため、平成 29 年 4 月から各診療科や診療部門に教育医長を置いている。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・単科大学の特性上、強い自己決定権を教育資源の配分に持っている。
- ・教育に係わる貢献度を評価するシステムとして個人評価があるが、組織としての貢献度を評価するシステムは稼動していない。

C. 現状への対応

- ・教育資源配分方法について、特に講座の新設や統廃合を役員会で検討する。
- ・個人評価と組織評価を教育資源配分（給与・報酬を含む）に反映させる体制を役員会で検討する。

D. 改善に向けた計画

- ・教育に関する貢献度評価に応じた職務手当を支給するシステムの検討を進める。

関連資料

資料 142 教員の年俸制の導入について

規程 37 期末手当及び勤勉手当支給細則

Q 8.3.2 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・医学の発展と社会の健康上のニーズを考慮して、組織再編による講座・センターの新設・

改廃や寄附講座の設置を行っている。

平成 21 年 4 月に総合がん治療学講座、平成 22 年 4 月に地域周産期医療学講座、6 月に総合内科学講座および総合外科学講座を、10 月に地域精神医療学講座を寄附講座として開設した。

平成 24 年 10 月に臨床腫瘍学講座を開設し、平成 26 年 4 月に総合内科学講座、総合外科学講座を医学科の正規講座に改組、平成 27 年 4 月に臨床教育講座、平成 28 年 4 月に睡眠行動医学講座（寄附講座）、平成 28 年 7 月に内科学講座（神経内科）を設置し、同年 10 月に医学部附属病院に形成外科を開設した。また、平成 25 年 4 月にアジア疫学研究センターを設置、平成 26 年 9 月にスキルズラボ棟が竣工した。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・ 学内資金を活用した組織再編による講座やセンターの新設や改編、外部資金を活用した寄附講座やセンターの新設を行っているが、これらは、医学の発展と滋賀県健康医療福祉部をはじめとした地域からの要請を考慮して行われており、医学の進歩と社会のニーズに対応した資源配分である。
- ・ NHO 東近江総合医療センター、JCHO 滋賀病院の地域医療教育研究拠点において、地域のニーズに応じた医療サービスの向上に寄与している。

C. 現状への対応

- ・ 医学の発展と地域の健康上のニーズを考慮した、教育資源の獲得と配分を進めている。

D. 改善に向けた計画

- ・ 地域における健康上のニーズを踏まえて、役員会において定期的に資源配分を見直す。

8.4 事務と運営

基本的水準:

医学部は、

- ・ 以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。
 - ・ 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - ・ 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

質的向上のための水準:

医学部は、

- ・ 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。
(Q 8.4.1)

注 釈:

- [運営]とは、組織と教育プログラムの方針（ポリシー）に基づく執行に主に関わる規則および体制を意味し、これには経済的、組織的な活動、すなわち医学部内の資源の実際の配分と使用が含まれる。組織と教育プログラムの方針（ポリシー）に基づく執行は、使命、カリキュラム、入学者選抜、教員募集、および外部との関係に関する方針と計画を実行に移すことを含む。
- [事務組織と専門組織]とは、方針決定と方針ならびに計画の履行を支援する管理運営組織の職位と人材を意味し、運営上の組織的構造によって異なるが、学部長室・事務局の責任者及びスタッフ、財務の責任者及びスタッフ、入試事務局の責任者及びスタッフ、企画、人事、ITの各部門の責任者及びスタッフが含まれる。
- [事務組織の適切性]とは、必要な能力を備えた事務職の人員体制を意味する。
- [管理運営の質保証のための制度]には、改善の必要性の検討と運営の検証が含まれる。

以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。

B 8.4.1 教育プログラムと関連の活動を支援する。

A. 基本的水準に関する情報

- ・本学の教育プログラムを支援する事務組織の中心として、学生課がある。学生課には、課長1名、課長補佐2名を置き、学生企画係（3名）、学部教育支援係（5名）、大学院教育支援係（3名）、学生支援係（4名）里親学生支援室（2名）がそれぞれ役割を分担し、医学教育に関するきめ細かいサポートを提供している【規程46 第10条】。
- ・図書課では、図書課長のもと情報企画係（2名）、情報管理係（2名）、情報サービス係（3名）、マルチメディア係（4名）を配置し、学内で図書、インターネット媒体等を通して医学情報や医学知識を提供し、学習支援を行っている【規程46 第11条】。
- ・病院管理課には、初期臨床研修に関する事務組織として病院研修係があり、医師臨床教育センターの事務業務を行っている【規程46 第8条】。
- ・地域住民の生涯学習を支援するために生涯学習支援室があり、公開講座の計画と実施の事務業務を学生課学生企画係が行っている。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- ・事務組織は、事務組織規程により事務組織ごとの所掌事務を定め、人員を配置している【規程45】。
- ・本学卒業生の実績を把握する事務組織が明確でない。

C. 現状への対応

- ・事務部門の各部署が連携して、教育プログラムの活動を円滑に支援していく。

D. 改善に向けた計画

- ・調査分析部門が中心となって卒業生の実績の把握に努める。

関連資料

規程 45 滋賀医科大学事務組織規程

規程 46 滋賀医科大学事務分掌規程

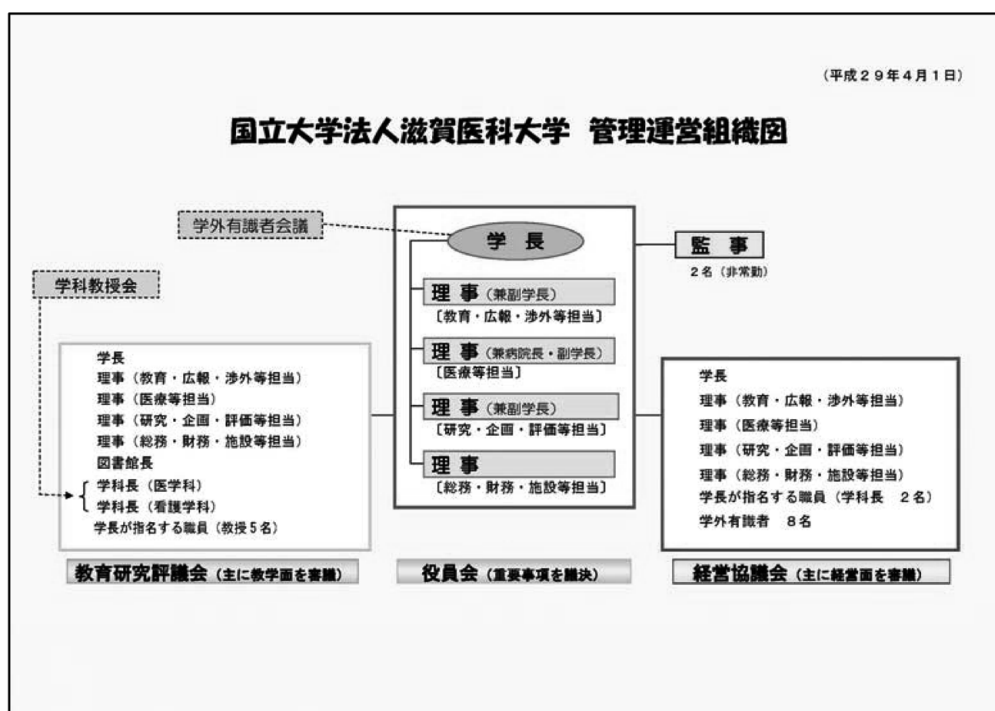
以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。

B 8.4.2 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。

A. 基本的水準に関する情報

- ・管理運営組織は、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している【図4】。
- ・役員会は学長・理事で、経営協議会は学長・理事・学科長、学外有識者で、教育研究評議会は学長・理事・学科長・教授（学長委嘱）で構成されている。
- ・上記組織は有機的に連携し、教育の運営面は教育研究評議会で審議され、教育に関する資源配分に関する財政面は経営協議会で審議される。それらの審議内容を参考に、役員会で医学教育の運営、資源の配分を決定し、関係事務部門に指示して実施される。教育プログラムの運営に関する指示は教育担当理事が学生課等に、資源の配分に関する支出の指示は財務担当理事が会計課に対し行っている。

図4 管理運営組織図 <https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/organization>



B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- ・収入と支出の状況を継続的に把握するとともに、それに基づいて将来の見込額を計算して予算を編成することにより、必要な資源配分を実施するための財源を確保している。一般の教育経費以外に、学長、副学長のリーダーシップのもとで教育を推進させるため、学長裁量経費、副学長裁量経費を確保し、迅速かつ戦略的な予算配分に努めている。必要に応じて、補正予算案を作成し、効率的な資源配分に努めている。
- ・運営と資源配分を担当する各事務部門間で、問題点の共有や人事交流が十分図られていない。
- ・個々の事務職員が、教育に必要な資源について、必ずしも十分に把握できていない。

C. 現状への対応

- ・事務組織の人員強化とともに、毎年、職員研修【資料 51】を実施し、個々の事務職員の運営スキル向上を図っている。
- ・滋賀県と提携し、滋賀県医師キャリアサポートセンターを本学に設置し、学生、若手・女性医師のキャリア形成を支援している。
- ・現有の事務部門での人的資源を充実するとともに、卒業生の進路状況、実績の追跡調査と把握を行う体制のための人的資源の確保を検討する。

D. 改善に向けた計画

- ・医学部に特化した大学の利点を活かし、ダイナミックに変化する医学教育に柔軟に対応できる多様性のある事務部門の構築が必要であり、組織の見直しを含めて検討する。
- ・大学の敷地の一部を民間に貸与して建築物を賃料相殺で利用する等、土地、建物の資源を有効に活用することにより、教育研究活動の充実を図る。
- ・事務部門の人的資源確保のため、事務職員の採用方法の改善、職員育成の強化を図る。

関連資料

資料 51 職員研修実施計画

Q 8.4.1 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・本学は大学機関別認証評価による自己評価を実施し、基準 9 の“財務基盤及び管理運営”の項目で事務運営の評価を実施する体制を整えている。
- ・平成 29 年度に日本医学教育評価機構の医学教育分野別評価を受審するため、平成 28 年度から教育の質保証について検討を行ってきた。
- ・本学の中期目標の達成状況を、学内向けホームページの“進捗ナビ”により、確認できるシステムを整えている。
- ・財務に関しては、国立大学法人法等関係法令に従って、毎年、財務諸表、決算報告書、事業報告書を会計課が作成し、監査報告とともに文部科学大臣に提出して承認を受けている。

- ・監事、監査室、会計監査人が連携して、大学の運営、財務状況に関する監査体制を構築している。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・大学機関別認証評価による自己評価、中期目標・計画に関する進捗管理、監査により、運営の健全性を確認している。
- ・医学教育におけるグローバルスタンダードに準拠した教育について、質保証のための制度設計を始めた。

C. 現状への対応

- ・円滑かつ効率的な運営のために、全学フォーラム、学長および役員と教授との懇談会、学長と准教授・講師代表者との懇談会、学長と学生代表との懇談会等を開催して、教職員のアイデア、ニーズを聴取し、管理運営の改善に活用している。

D. 改善に向けた計画

- ・今後、グローバルスタンダードに準拠した医学教育が行われること、専門医制度に関連した卒前・卒後のシームレスな教育が行われることは、学生、若手医師のキャリア形成に非常に重要であるため、医学教育に精通した専門職員を育成し、より効率的な制度を構築し運用するように努める。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準:

医学部は、

- ・ 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

質的向上のための水準:

医学部は、

- ・ スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

注 釈:

- [建設的な交流]とは、情報交換、協働、組織的な決断を含む。これにより、社会が求めている能力を持った医師の供給が行える。
- [保健医療部門]には、国公立を問わず、医療提供システムや、医学研究機関が含まれる。

- [保健医療関連部門]には、課題や地域特性に依存するが、健康増進と疾病予防（例：環境、栄養ならびに社会的責任）を行う機関が含まれる。
- [協働を構築する]とは、正式な合意、協働の内容と形式の記載、および協働のための連絡委員会や協働事業のための調整委員会の設立を意味する。

B 8.5.1 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。

A. 基本的水準に関する情報

- ・地域で求められる能力を持った医師の供給を行うため、本学をとりまく地域社会や県行政の保健医療部門や保健医療関連部門との間で、協働を図るために建設的な情報交換を行っている。具体的には、県行政や県医師会などの委員会委員への参加、地域住民向け公開講座などでの講演、医師不足地域への医師派遣等を通じて関与し、地域行政や住民に貢献している。
- ・学生や研修医は、県内の協力病院や協力施設（診療所等）、保健所等で実習や研修を行うことで、学生や研修医レベルにおいても地域との交流を図っている。
- ・本学における学生への講義や各種の講演では、地域行政関係者や地域社会で活躍されている方を非常勤講師として招聘することにより、本学と地域の医療人等との協調を図るとともに、情報を交換している。
- ・教学活動評価委員会の外部委員には、滋賀県庁の保健医療部門の医師が参画している。
- ・本学は、県の保健医療部門の要請に従って、次のようなさまざまな事業に取り組んでいる

【資料 143】。

- ① 難病医療支援体制推進事業では、県の難病対策支援事業の本部を引き受けており、診断に関する教育等を毎年行っている。
- ② 糖尿病療養指導充実支援事業では、かかりつけ医を対象に、標準的治療を推進する。研修および急性期病棟の看護師などを対象に、入院時生活習慣改善指導を推進する。また、研修を実施している。
- ③ 慢性腎臓病医療連携推進事業では、かかりつけ医となる一般診療所の医師等との連携促進のための研修、およびホームページ内の学習コンテンツの充実等を行っている。
- ④ 在宅呼吸不全患者多職種研修事業では、COPDを始め、今後ますます増大すると予測される在宅呼吸不全患者を地域全体で支えるため、研修会を開催し関係者の資質向上を図っている。
- ⑤ 小児慢性特定疾患児童等交流会事業では、慢性疾患にかかり長期療養が必要な児童および家族等への支援を行っている。
- ⑥ 在宅看護力育成事業では、看護基礎教育において、在宅看護力育成プログラムをモデル的に作成し、プログラムに沿った看護学生への教育を行う事業を実施している。
- ⑦ 在宅医療推進サポート事業では、在宅療養を支援するチーム医療を行うため、在宅医療に携わる多職種共通の教育プログラムを実践している。

- ・役員および医学部教員と地域の関連病院長との交流は、関連病院長会議等を定期的に開催している。

B. 基本的水準に関する現状分析と自己評価

- ・本学の教職員は、県の保健医療・保健医療関連部門や地域の社会と様々な内容の事業を実施、あるいは協働するなどの連携を図っている。

C. 現状への対応

- ・県の保健医療・保健医療関連部門や地域社会の求めに応じて、あるいは本学から提案する形で積極的に事業の実施に協力する。

D. 改善に向けた計画

- ・これまで以上に地域のニーズに即した機動的な対応が可能となるよう、県の保健医療・保健医療関連部門や地域の社会と密接な情報の共有を図り、ニーズを汲み取る努力をする。

関連資料

資料 143 滋賀県 滋賀医科大学関連事業一覧

Q 8.5.1 スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。

A. 質的向上のための水準に関する情報

- ・本学では、県からの寄附金により平成27年度まで地域周産期医療学講座、地域精神医療学講座および小児発達支援学講座の寄附講座を開設していた。
- ・現在は、市町からの寄附金等による小児発達支援学講座を設置しており、地域の保健医療関連部門のパートナーからの支援のもと、発達障害医療について、行政、教員、学生の協働を構築している。
- ・滋賀県の奨学金を受給する学生の選抜を平成21年度から開始し、10名の定員が確保されている。受給者は、卒業後、診療科を特定せず、県内の医療機関・保健所で勤務することが求められるが、所属各科が各人のキャリアパス形成について助言し、認定医や専門医の取得、学位の取得、県内外の病院における研修、結婚・出産への対応等に関して支援している。
- ・本学は、地域に貢献できる医師を養成するため、医師臨床教育センターと連携して滋賀県医師キャリアサポートセンターを平成24年度から大学内に設置し、地域と協働して医師養成に努めており、医師の地域偏在を解消するためのコントロール・タワーとしての機能を発揮し、地域医療に従事する医師の確保と定着を図っている。

B. 質的向上のための水準に関する現状分析と自己評価

- ・卒業生の約 33% (3,522 名のうち、1,166 名) が本学附属病院を含む県内保険医療機関で医療に従事している【資料 141】。
- ・卒業生のうち 2 名が、現在、県の保健医療行政に関わっている (うち県庁に 1 名、保健所に 1 名)。

C. 現状への対応

- ・医師の養成と確保に関して、地域の保健医療関連部門とさらに密接に協働する。

D. 改善に向けた計画

- ・地域医療に従事する医師が増え、医師不足、医師の偏在の解消に資するよう、地域の保健医療関連部門との密接な協働関係を継続する。

関 連 資 料

資料 141 卒業生動向(2016. 11. 15 現在)